

税務署から収支内訳書提出の督促文書が届いています 提出しないことで不利益な扱いを受けることはありません!

5月30日付で、税務署から「書類の提出について」という文面が送付されています。

これは、個人の白色申告者で「収支内訳書」を提出しなかった納税者に「収支内訳書」の提出を督促するもので、毎年送られてきています。

例年7月半ば頃に送付されていましたが(昨年は7月24日付、一昨年は7月15日付でした)が、今年は1ヶ月半以上早く送付されてきています。

「収支内訳書」を提出しないことで不利益な扱いはありません!

文書には「調査を実施するときがあります」「過少(無)申告加算税が課される場合があります」などと書いてあるので不安になる方も多いと思いますが、これは例年通りの文言です。

平成30年5月30日

小牧税務署長

書類の提出について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。
さて、過日ご提出していただいた平成29年分の所得税(及び復興特別所得税)、消費税及び地方消費税の確定申告書について、下記の印の書類が添付されていませんでした。
つきましては、下記の印の書類を別添「書類の提出について(回答)」に添付の上、同封の封筒にて6月15日(金)までに当税務署までご提出ください。
なお、提出された書類等に基づき、内容を確認させていただいた結果、後日、連絡させていただく場合がありますので、ご承知置きます。

記

○ 以下の印のある書類の添付がございませんので、ご提出ください。

<input type="checkbox"/> の源泉徴収票	<input type="checkbox"/> 青色申告決算書()
<input type="checkbox"/> 雑損控除の損失額などの明細書	<input checked="" type="checkbox"/> 収支内訳書(一般用)
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 医療費の支出に関する領収書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する書類	<input type="checkbox"/>
()	<input type="checkbox"/> 消費税等申告書付表()
<input type="checkbox"/> 寄附金控除に関する受領証明書	<input type="checkbox"/>

※ 上記の印の書類は、各種控除等の適用要件の確認や適正申告の確保の観点から添付等が義務付けられておりますので、行政指導として提出をお願いしているものです。

※ 税務署では、申告書(添付書類を含む。)や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施することがあります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することになったときは、過少(無)申告加算税が課されることがあります。

※ 既に、書類を提出されている場合には、申し訳ございませんが、その旨を担当者までご連絡をお願いします。

連絡先	担当者	個人課税第四部門	電話
-----	-----	----------	----

※ 担当者にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけください。後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

このような文書が届いています

「収支内訳書」は、昭和59年3月の所得税法改悪により、個人・白色申告者へ提出が定められていますが、民商の強い反対運動で、提出しなかった人も罰則や不利益な扱いは受けなかったことになっています。

春日井民商が毎年、小牧税務署との間で行っている交渉でも、「収支内訳書の提出がないことをもって税務調査をするような不利益な扱いをするのではない」と明確な回答を得ていますので、ご安心ください。

春日井民商を若い力で盛り上げよう! ② 青年部員による会員の飲食店紹介コーナー②

焼肉 ベにや(上条町 1-267)
春日井駅から歩いてすぐの「焼肉ベにや」では、A4、A5クラスの飛騨牛をお値打ち価格で食べることができます。店主は「どのメニューもおすすめ」と自信をもっており、確かにどれも美味しかったです。個人的にはホルモンが一番かな。
(青年部長・浅野)
営業時間: 17時~23時 (月曜定休)
TEL: 0568-81-3423
<不定期掲載>



今年も入荷しました!

毎年大好評!
小豆島のそうめん

1.8kg 2,200円